

長崎県地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例施行規則

平成25年3月8日長崎県規則第9号

長崎県地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布する。

長崎県地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎県地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第74号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(運営規程で定める重要な事項)

第3条 条例第4条の規則で定める重要な事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要な事項

(整備等をすべき記録)

第4条 条例第7条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第6条に規定するサービスの提供の記録
- (2) 条例第18条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (3) 条例第19条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録

(設備の基準)

第5条 条例第9条第2項に規定する規則で定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等をすることができる場所必要な設備及び備品等を備えること。

(2) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(職員の基準)

第6条 条例第10条第4項に規定する規則で定める職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 施設長 1

(2) 指導員 2以上

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。